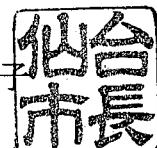


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により変更届出書の提出のあった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第16条の規定を適用し、同条第1項に規定する開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月25日

仙台市長 奥山 恵美子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市泉区実沢字中山南31番5

氏名 株式会社ニューワールドビルメン 代表取締役 菅原 万里江

2 開発事業の名称及び目的

名称 建設残土捨場及び河川改修事業

目的 建設残土捨場及び河川改修

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市泉区実沢字六堂屋敷1-6 外25筆

面積 46,200平方メートル

4 意見の内容

(1) 条例第16条第1項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。